

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

私たちは、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する経営責任と説明責任を明確にするとともに、高い透明性を持ち、迅速な意思決定が可能な経営体制を確立することで、当社グループ全体での収益力の拡大と経営と資本の効率を高め、企業価値の増大を目指しています。さらには内部統制システムとリスク管理体制を充実させ、グループ子会社の事業活動についても管理・監督を行う経営システムの構築を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考え、重要な経営課題であると認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1-1-1 (株主の権利の確保)】

株主総会において相当数の反対票が投じられた議案については、機関投資家の行使基準等を確認するなど原因分析を行い、取締役会にて報告しております。また、定期的に実質株主調査を行い投資家・株主の動向を把握し、機関投資家との対話の中で、当社の考えを説明し理解頂くことに努めていくとともに、頂く助言や意見を経営陣にもフィードバックを行うことで真摯に受け止め、対応の要否について取締役会で検討してまいります。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は政策保有株式につきましては、持続的発展・企業価値向上に資すると認められる場合に保有を継続し、認められない場合には縮減していく方針としております。すべての政策保有株式について、当社の財務部門が毎年1回、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係、当社の資本効率など、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを総合的に勘案し、政策保有の継続の可否について検討しております。取締役会においては、財務部門による検討結果も踏まえて、毎年1回、個別株式に関して政策保有の継続の可否について検証を行っております。

2020年5月の当社取締役会においても、上記の検証を行っています。

政策保有株式の議決権の行使については、当社の事業戦略への影響や発行会社の中長期的な企業価値向上やコーポレート・ガバナンス等観点から議案ごとに確認し、適切に議決権の行使を行っています。当社の企業価値及び株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な議決権の行使を行いません。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナー】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、人事・総務部門が業務を担当し、必要な資質を備えた人材を配置・育成しております。また、従業員に対しても、運用機関・運用商品の選定等、資産運用に関する教育の提供を継続的に行ってまいります。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規則に基づき、当社と取締役との関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会の決議を要することとし、複数の社外取締役による十分な審議を経たうえで判断を行っています。また、関連当事者間の取引を行ったときは、遅滞なく重要な事実を取締役に報告します。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社の社名「アーレスティ」は、R・S・T<Research><Service><Technology>の三つの言葉の統合です。この社名には、より品質の高いResearch、Service、Technologyを追求し、さまざまな製品を通して、広く社会のお役にたちたいという想いが込められています。こうした当社の想いを実現するため、当社は経営基本方針を「常に生きいきと活動し理論と実験と創意と工夫を尊重して品質のすぐれた製品と行き届いたサービスを提供しよう」と定め、グループ全体に考え方が浸透し、行動に結びつくよう活動を行っています。

当社では、日常業務遂行において遵守すべき基本事項を定めた「アーレスティグループ行動規範」(当社ホームページで開示)を制定し、法令・社会倫理の遵守をグループ全体の役員・従業員全体に徹底しています。また、この行動規範を遵守し、アーレスティ社員一人ひとりが経営基本方針に沿って、スキルを向上させ、自ら生み出す製品に自信を持ち、優れた製品によって社会貢献していくために、RST Wayの「誠実」「率先」「スピード」「成長」「挑戦」の5つの具体的な行動基準を定め、浸透活動を行っています。

当社グループの長期的な経営の方向性を示した「10年ビジョン」では、「信頼を究めよう 2025」を基本方針に、「お客様からの信頼No.1」「グローバルで車の軽量化に役立つ」「売上高2000億円+α」をありたい姿とし、お客様からの信頼を究めつつ、安定して持続的に成長していくための基本戦略を事業戦略、機能別戦略、マネジメントの取組みとして定めております。

当社は、投資価値のある企業を目指し、売上高、売上高営業利益率、総資産当期純利益率(ROA)、自己資本当期純利益率(ROE)を中期経営計画の経営指標としております。

当社は2038年に創業100周年を迎えます。一層のCASE(Connected(コネクティッド)、Autonomous/Automated(自動化)、Shared(シェアリング)、Electric(電動化))の進展が見込まれる18年後には、電動化を中心とした「自動車の軽量化に貢献するアーレスティ」を目指し、当連結会計年度より「1921中期経営計画」(計画期間2019年度～2021年度)として次の三つを柱とし、取り組んでおります。

1. 将来の自動車市場を見据えた事業戦略

従来の内燃機関だけの自動車に加え、電動車(HV、PHV、EV)向けなど電動化関連部品の受注活動を積極的に行うなど、地域ごと顧客ごとにニーズに合わせた最適な営業戦略を立案し活動を推進しております。主要顧客からは、従来のパワートレイン系部品に加え電動化関連部品も受注し、一部製品については既に量産開始しております。

2. 生産性向上、品質向上による稼ぐ力のアップ

収益力の向上に向けて、生産性改善、リーンな生産体制の構築を推進しており、各工程の様々なムダやロスの削減による収益体質強化を図っております。生産性改善のためにOPCC（最適生産条件管理）を追求、エンジン部品やミッション部品で大幅な品質向上を達成しました。今後はOPCC活動を通じて得られた知見を全拠点に展開し、収益力向上へつなげてまいります。また、リーンな生産体制の構築のため、良品を効率的に生産するための仕組みをつくり、徹底した合理化、省人化生産体制を追求しています。改善や検査作業の自動化、からくり活用による工夫などでムダな工程や作業内容を見直し、生産性向上と原価低減を図っています。

3. 企業の成長を支えるひとづくり

グローバルで活躍できる人材の育成に取り組み、やりがい・誇りを持ちながら会社と従業員がともに成長できる企業を目指します。人材育成については、従業員一人ひとりが仕事を通じて成長し、働きがいを感じられる風土づくりのために、戦略的人材育成計画（人材ロードマップ）に沿って推進しています。

作業環境の改善により、災害や事故のない安全で心身共に健康で働きやすい職場を実現していきます。作業負担の低く（エルゴノミクス）かつ快適な作業環境の実現に向け、身体的負荷の高い作業現場の改善、暑熱・寒冷を緩和する設備等の導入や騒音値の低減活動などを実施しております。また、安全道場による安全教育訓練や設備の安全機能改善などを重点的に行い、全社を挙げて安全で働きやすい職場を目指しています。

経営基本方針、10年ビジョン、中期経営計画については、アニュアルレポートや決算説明資料等での開示も参考ください。

（アーレスティR資料：<https://www.ahresty.co.jp/ir/irreport>）

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページに開示しています。

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方：https://www.ahresty.co.jp/company/governance/corporate_governance/）

（3）当社の取締役の報酬は固定報酬である基本報酬部分と毎期の業績達成度合いに応じて変動する業績連動報酬部分、長期インセンティブ部分で構成されており、役職ごとに報酬基準額を定めております。当社は、第97回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。業績連動報酬部分の一部を「業績連動型譲渡制限付株式」に、長期インセンティブ部分を「勤務継続型譲渡制限付株式」としてしております。各々の役員における総報酬額に占める業績連動報酬部分の比率は30%程度、株式報酬の比率は15%程度で、概ね役位に応じて比率が高まる形としております。

取締役の報酬については、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会への諮問・答申、更に個々の報酬額の決定方式については社外取締役が半数以上を占める監査等委員会の検討・意見を踏まえ、取締役会の決議により定めております。当事業年度の取締役の報酬につきましても、指名報酬委員会への諮問・答申及び監査等委員会の検討・意見を踏まえ、取締役会の決議により定めております。

（4）取締役候補の指名においては、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献できる経験、資質、専門性を総合的な観点から検討をおこなっています。そのうえで、業務執行取締役については、当社事業に精通し、経営を適切に遂行できる能力を有することが必要と考えています。取締役会で、委員の半数以上を社外取締役で構成とする指名報酬委員会への諮問・答申を踏まえ、上記の観点により経営幹部の選解任について十分検討したうえで、株主総会に取締役候補者案を提出いたします。

（5）取締役会において、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、候補者の指名を行います。当社は、株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の候補者を提案する場合には、招集通知において当該候補者の略歴及び選任理由等を記載しています。

（株主総会資料：https://www.ahresty.co.jp/ir/shareholders_meeting/）

〔補充原則4-1-1（取締役会の役割・責務（1））〕

当社は、取締役会の監督機能を強化する一方で、業務執行機能を経営会議や業務執行取締役に権限委譲し、積極果敢な経営判断を行う体制を整備していくことが経営と資本の効率を高めると考えています。

こうした考えのもとで、自ら業務執行を行わない社外取締役の機能を活用することが、コーポレート・ガバナンスを強化していくことに相応しいと考え、2015年6月から監査等委員会設置会社に移行しました。移行に際しては、取締役会の決裁権限の見直しも行い、取締役会では経営に関する重要事項を中心に決定をする体制としました。当社は、法令及び定款に定められた事項、重要な業務執行のうち、組織変更、子会社の設立、多額の資産の取得・処分等につきましても、取締役会の決議事項としています。

取締役会で決定した事項の個別の業務執行については、取締役会規則、経営会議規程又は業務分掌規程等に基づき、各事業部門における意思決定や業務遂行を行っております。

〔補充原則4-1-3（最高経営責任者（CEO）等の後継者計画）〕

当社の最高執行責任者等の後継者計画については、委員の半数以上を社外取締役で構成とする指名報酬委員会への諮問・答申を踏まえ、社長が責任をもってその策定・運用を行っております。取締役・執行役員等経営陣幹部の選任については取締役会にて決定しており、取締役の選任については委員の半数以上を社外取締役で構成とする指名報酬委員会への諮問・答申及び社外取締役が過半数以上を占める監査等委員会の検討・意見を踏まえ定めることで、公正かつ透明性を確保する手続きとしています。

〔補充原則4-3-2、4-3-3（CEOの選解任手続き）〕

当社の最高執行責任者の選解任については、委員の半数以上を社外取締役で構成とする指名報酬委員会への諮問・答申を踏まえ、取締役会にて審議検討の上、決議いたします。最高執行責任者が法令・定款等に違反した場合など、客観的に解任が相当と考える場合も同様の手続きを踏まえ、取締役会にて決議いたします。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社では、社外取締役の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加えて、当社独自の「独立取締役選任基準」を満たす候補者を選定しています。当社が独立性判断の基準としているものは、以下の通りです。

- 1 現在及び過去10年間において、当社グループの業務執行取締役等（業務執行取締役、執行役員、その他の使用人を含む）でないこと
- 2 現在及び過去5年間において、当社の現在の主要株主、その親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、執行役員、その他使用人でないこと
- 3 当社グループの主要取引先の業務執行者または使用人でないこと。主要取引先とは、過去3事業年度における当社グループとの取引額が、販売先の時には当社グループの、仕入先の時には取引先の連結売上高の2%以上を占める場合をいう
- 4 当社グループから一定額以上の寄付を受けている非営利団体等の理事、その他の役員、使用人でないこと。一定額とは、過去3事業年度の平均で1000万円または当該団体の総収入の2%以上を占める場合をいう
- 5 当社グループから、過去3事業年度において、役員報酬以外に一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントでないこと。一定額とは、過去3年間の平均で年間1000万円以上となる場合をいう
- 6 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族でないこと
 - （1）現在及び過去5年間における当社の取締役、監査役、重要な使用人
 - （2）現在及び過去5年間における当社子会社の取締役

(3) 上記2から5で就任を制限している対象者

[補充原則4-11-1 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)]

当社は取締役会の監督機能を高めながら活発な議論を行うため、取締役会の規模は10名程度(監査等委員である取締役を含む。)が適正であると考えており、取締役については国籍や人種、性別にとらわれず多様性の確保すること及び適切な経験・能力、必要な知識を有する者を選任することが重要と認識しています。特に、当社の事業環境、企業経営、グローバルな視点や、コーポレートファイナンス、コンプライアンス、会計等の知識・経験が当社の取締役会の実効性向上に重要と認識しており、今後も検討を進めて参ります。

[補充原則4-11-2 (社外取締役の兼務状況等の開示)]

有価証券報告書、株主総会招集通知等で社外取締役の兼任状況を開示しています。社外取締役が他の会社の取締役等の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に遂行するために必要な時間・労力が確保可能かどうかという観点でも検討を行っています。

[補充原則4-11-3 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)]

当社は、取締役会において、コーポレート・ガバナンス・コードへの取組状況を確認し、ガバナンスの実効性の向上に向けた対応計画を決定しています。その議論の過程を通じて、毎年取締役会の構成、運営状況、議論や意思決定プロセス等の観点で評価を行うこととします。加えて、取締役による自己評価結果をアンケート方式で実施し、回答内容の集計・分析したうえで、取締役会にてその実効性を評価することとします。

2019年度、当社では取締役会は13回開催され、経営戦略やコーポレート・ガバナンス、設備投資等の様々な経営課題、業務執行について、社外取締役からも意見をもらい活発な議論を行っております。当社のグローバル展開における事業環境の変化や事業規模の拡大に応じて、取締役会に必要な役割等についても常に議論し見直していく必要があります。「アーレスティ10年ビジョン」の「信頼を究める」を達成していくため、引き続き取締役会の監督機能を高め実効性向上を図っていく方針です。

[補充原則4-14-2 (取締役・監査役のトレーニング)]

取締役には、求められる役割と責務に照らし適任な人材を選任しています。特に社内の取締役は、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しています。会社法、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、コーポレートファイナンスなどその時々的情勢にあったテーマについて、社外の専門家等の説明会、講習会等を実施し、取締役として必要な知識の習得に努めています。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、株主・投資家と建設的な対話を行い良好な関係を構築・維持していくことが重要と考えます。当社は、当社に対する理解を深めていくために、法令に基づく財務・非財務の情報の適時・適切な開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も積極的に提供します。また株主・投資家との対話で得られた意見については経営にフィードバックを行い、企業価値向上に活かします。

1) 当社における株主との対話については、経営企画部が担当となり、代表取締役社長が統括します。

株主との対話に関しては、経営企画部が代表取締役社長、管理本部長等と対応方法を検討し、適切に対応します。

2) 経理部、ヒューマンリソース部等の関連部門は、株主との建設的な対話が実現するよう、積極的に連携を取りながら、開示資料の作成や必要な情報の共有等の業務を行います。

3) 株主との個別面談以外の対話の手段として、決算説明会、株主総会後の経営方針説明会、当社ホームページによる情報開示などを実施し、当社の経営方針・戦略や業界環境に関する理解を深めていただく活動を行います。

4) 株主からの意見や質問等は、取締役・経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図り、当社の企業価値向上に向けて活用します。

5) 当社は、株主・投資家等資本市場参加者などに対する当社及び当社グループの情報開示の方針として「ディスクロージャー規程」を定め、会社情報の正確・適時・公平な開示に努めます。決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算発表までの3週間を沈黙期間として投資家との対話を制限します。インサイダー取引防止規程等を定めるとともに、役職員教育を通じ、グループ全体での重要情報管理とインサイダー取引の未然防止を徹底します。

なお、当社の情報開示に対する姿勢については、当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」を公表します。

(ディスクロージャーポリシー: https://www.ahresty.co.jp/company/governance/sh_dialogue/)

6) 当社は、株主構成の把握に努め、株主との建設的な対話の充実を図っていくため、定期的に実質株主の調査を実施します。

7) 当社は、経営戦略や経営計画の策定や公表に際しては、将来的な収益や資本効率等の目標と目標達成に向けた経営資源の配分等の戦略・施策を定め、株主に分かりやすい説明に努めます。

[原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、中期経営計画を策定し、収益力等の財務方針を提示しております。毎年、中期経営計画の進捗状況を確認し事業構造や経営資源の適切な配分状況について確認を行うとともに、当社は自社の資本コストとして加重平均資本コスト(WACC)を把握したうえで、地域別戦略での資源配分、設備投資における投資効率判断に活用をしています。

また、決算説明会等を通じて、株主に対して、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、設備投資等を含む具体的な施策を説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,561,400	6.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,247,600	4.89
高橋 新	962,532	3.77
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	845,000	3.31
アーレスティ取引先持株会	690,931	2.71
日本軽金属株式会社	657,392	2.58

DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	586,400	2.30
スズキ株式会社	565,767	2.22
株式会社みずほ銀行	544,375	2.13
株式会社三菱UFJ銀行	544,375	2.13

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
志藤 昭彦	他の会社の出身者											
塩澤 修平	学者											
早乙女 雅人	他の会社の出身者								○			
森 明吉	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志藤 昭彦	○	○	----	志藤昭彦氏は、グローバル展開する自動車部品企業の経営者としての豊富な経験と見識を有しており、社外の中立的な立場と専門的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性、企業経営の健全性等について助言、監督するなど、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に実施していただけるものと期待すると共に、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るために選任しております。 また、同氏は当社グループとの間には取引関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

塩澤 修平	○	○	----	塩澤修平氏は、社外役員となること以外で直接経営に関与された経験はありませんが、理論経済学、金融理論を専門とし、大学の経済学部教授や学長として豊富な経験と知識を有しており、社外の中立的な立場と専門的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性、企業経営の健全性等について助言、監督するなど、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に実施していただけるものと期待すると共に、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るために選任しております。 また、同氏は当社グループとの間には取引関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
早乙女 雅人	○	○	早乙女雅人氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の取締役及び日本軽金属株式会社の取締役常務執行役員を兼務しております。業務執行している会社等のうち日本軽金属株式会社は当社株式657,392株（持株比率2.5%）を保有しております。また当社グループは、アルミ原材料等の仕入先として日本軽金属ホールディングス株式会社の連結対象会社と取引関係にありますが、取引の合計額は日本軽金属ホールディングス株式会社の連結売上高の0.4%未満であり、保有株数、取引金額とも特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	早乙女雅人氏は、非鉄金属企業の経営者としての豊富な経験と見識を有しており、社外の中立的な立場と専門的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性、企業経営の健全性等について助言、監督するなど、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に実施していただけるものと期待すると共に、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るために選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
森 明吉	○	○	----	森明吉氏は、社外役員となること以外で直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有し、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門知識を有しており、社外の中立的な立場と専門的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性、企業経営の健全性等について助言、監督するなど、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に実施していただけるものと期待すると共に、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るために選任しております。 また、同氏は当社グループとの間には取引関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の同意のもと、補助者として3名を任命しております。補助者のうち1名は内部監査部を兼務しておりますが、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会からの指揮命令に基づき実行し、評価についても監査等委員会と協議して決定しており、当該補助者の独立性と当該補助者に対する指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

執行部門から独立した内部監査部は、当社グループの業務監査、内部統制システムの有効性の評価を行っており、「内部監査規程」に基づき監査等委員と調整して内部監査計画を立て、内部監査の結果は監査等委員に原則として月1回報告することとしております。

また、監査等委員会、内部監査部及び会計監査人は必要に応じて打ち合わせを行うなど、情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われるようにすることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。
指名報酬委員会は3名以上で構成し、その過半数は社外取締役といたします。指名報酬委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定します。

取締役会の諮問に応じて次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する事項
- (4) 取締役（監査等委員）の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- (5) 取締役の後継者計画（育成を含む）に関する事項
- (6) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する「独立取締役選任基準」（平成27年10月制定）に沿って選任を行うことで、一般株主と利益相反が生じる恐れのないように留意しております。

【独立取締役選任基準の主な概要】

- 1 現在及び過去10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役等（業務執行取締役、執行役員、その他の使用人を含む）でないこと
- 2 現在及び過去5年間に於いて、当社の現在の主要株主、その親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、執行役員、その他使用人でないこと
- 3 当社グループの主要取引先の業務執行者または使用人でないこと。主要取引先とは、過去3事業年度における当社グループとの取引額が、販売先の時には当社グループの、仕入先の時には取引先の連結売上高の2%以上を占める場合をいう
- 4 当社グループから一定額以上の寄付を受けている非営利団体等の理事、その他の役員、使用人でないこと。一定額とは、過去3事業年度の平均で1000万円または当該団体の総収入の2%以上を占める場合をいう
- 5 当社グループから、過去3事業年度において、役員報酬以外に一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントでないこと。一定額とは、過去3年間の平均で年間1000万円以上となる場合をいう
- 6 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族でないこと
 - (1) 現在及び過去5年間に於ける当社の取締役、監査役、重要な使用人
 - (2) 現在及び過去5年間に於ける当社子会社の取締役
 - (3) 上記2から5で就任を制限している対象者

社外取締役4氏ともにこの基準を満たしており、社外の中立的な立場と専門的な立場から幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすとともにコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るために選任しております。取締役会の意思決定の妥当性、適正性、企業経営の健全性等について提言するなど、社外役員として期待した役割を十分に果たしております。

なお、社外取締役4氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、10年ビジョンと中期経営計画の実現に向けて、①当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること、②株主の皆様との一層の価値共有を進めること、③中長期的な業績目標との連動性を一層高めること、の3点を目的として役員の報酬体系の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。業績連動報酬部分の一部を「業績連動型譲渡制限付株式」に、長期インセンティブ部分を「勤務継続型譲渡制限付株式」とし、譲渡制限付株式の一部を、中期経営計画の達成状況や業績等に基づき報酬額を決定する仕組みとすることで、より中長期的な観点での業績向上や株主の皆様との価値共有を図ってまいります。

「業績連動型譲渡制限付株式」は中期経営計画の達成状況や業績等に連動した報酬となっております。中期経営計画で定める経営指標は、事業の規模・会社の成長性をみる指標としての売上高、本業で稼ぐ力をみる指標としての営業利益率、資産効率をみる指標としての総資産利益率（ROA）、株主と同一目線で資本効率をみる指標としての自己資本利益率（ROE）の4指標となっており、これらに基づき中期経営計画の達成状況や業績等を評価し、報酬額を決定することとしております。具体的には、中期経営計画の対象期間（原則3年間）に取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式を支給し、対象期間終了後、中期経営計画で定める経営指標にてその達成状況や業績等を評価し、その評価に応じて譲渡制限を解除いたします。解除しない株式については当社が対象取締役より無償取得いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年度における取締役の報酬等の内容は以下の通りです。

取締役（監査等委員を除く）対象人員 6名報酬等の額192百万円

取締役（監査等委員）対象人員 6名報酬等の額43百万円（うち社外取締役対象人員5名報酬等の額23百万円）

上記には取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。

上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。

・譲渡制限付株式による報酬額 39百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役員処遇制度として規定化されております。その体系は固定報酬である基本報酬部分と毎期の業績達成度合いに応じて変動する業績連動報酬部分、長期インセンティブ部分で構成されており、役職ごとに報酬基準額を定めております。当社は、第97回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。業績連動報酬部分の一部を「業績連動型譲渡制限付株式」に、長期インセンティブ部分を「勤務継続型譲渡制限付株式」としております。各々の役員における総報酬額に占める業績連動報酬部分の比率は30%程度、株式報酬の比率は15%程度で、概ね役位に応じて比率が高まる形としております。

取締役の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第94回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額70百万円以内と決議いただいております。また別枠で、2018年6月20日開催の第97回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として、取締役（監査等委員を除く）について年額112百万円以内及び付与株式総数22万4千株以内、取締役（監査等委員）について年額8百万円以内及び付与株式総数1万6千株以内、と決議いただいております。

取締役の報酬については、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会への諮問・答申、更に個々の報酬額の決定方式については社外取締役が半数以上を占める監査等委員会の検討・意見を踏まえ、取締役会の決議により定めております。当事業年度の取締役の報酬につきましても、指名報酬委員会への諮問・答申及び監査等委員会の検討・意見を踏まえ、取締役会の決議により定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達はヒューマンリソース部が担当しており、取締役会の開催日時、場所等について2ヶ月前までに連絡をすることとしております。また、業務の都合等により欠席した役員への情報伝達も行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社の具体的な機関の内容状況は以下のとおりです。

（取締役会）

当社の取締役会は、意思決定の迅速化、健全化、経営責任の明確化を目的とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役5名（うち4名は社外取締役）で構成されています。原則として毎月1回開催し、法定の事項及びその他重要な事項の決定を行い、業務執行状況の報告を受け、業務執行を監督しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関しては任期を1年、監査等委員である取締役に關しては任期を2年として各年度の経営責任の明確化を図っております。なお、重要事項の一部は取締役に委任しております。

（経営会議）

経営会議は執行役員で構成され、取締役会の決定を受けて業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項を中心に経営上の重要事項の審議ならびに各部門の重要な案件について審議を行うため、原則として毎月2回開催しております。

（監査等委員会）

当社の監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名と監査等委員である社外取締役4名の計5名で構成され、経営に対する監視・監査

機能を果たすこととしております。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員による高度な情報収集力により監査等委員会による監査の実効性をより高めるためです。当社の監査等委員会は、原則として毎月1回開催することとしております。各監査等委員は監査等委員会の監査基準に従い取締役会に出席し、常勤監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人、内部監査部又は取締役（監査等委員である取締役を除く。）から報告を受け、監査等委員会としての監査意見を形成することとしております。

（執行役員制度）

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、意思決定の迅速化、権限・責任の明確化、効率的な経営を図るために執行役員制度を導入し、取締役会の決定事項の業務執行は執行役員に委譲しております。執行役員は取締役会の監督のもと業務執行を行い、業務執行に係る重要事項は経営会議で審議・決定し、取締役会に報告しております。

（指名報酬委員会）

当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は常勤の取締役2名、社外取締役4名の計6名で構成され、取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職、取締役（監査等委員を除く）の報酬等及び取締役（監査等委員）の報酬限度額並びに取締役の後継者計画（育成を含む）等について、取締役会に先立ち必要に応じて開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化する一方で、業務執行機能を経営会議や業務執行取締役に権限委譲し、積極果敢な経営判断を行う体制を整備していくことが経営と資本の効率を高めることにつながるものと考えています。こうした考えのもと、自ら業務執行を行わない社外取締役の機能を活用しコーポレート・ガバナンスを強化していくため、平成27年6月から監査等委員会設置会社の体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知は法定の期限より早い時期に発送するとともに、招集通知発送前に当社ホームページで招集通知内容を開示し、株主に十分な議案の検討時間が確保できるよう努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であり、より多くの株主の出席ができるよう毎年株主総会集中日と想定される日程を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネット等による議決権の行使の機会を提供しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家や海外投資家の議決権行使が円滑に行われるように努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義)の英訳も実施し、海外株主に向けた情報提供を行っています。
その他	パワーポイントでビジュアル化しております。企業内容等の開示に関する内閣府令に従い、株主総会における議決権行使結果を公表しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家等資本市場参加者などに対する当社グループの情報開示の方針としてディスクロージャー規程を定め、会社情報の正確・適時・公平な開示に努めています。 当社の情報開示に対する姿勢については、当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」を公表しています。 https://www.ahresty.co.jp/company/governance/sh_dialogue/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算内容及び中長期ビジョンについて、代表取締役による説明会を年間2回開催しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期業績、有価証券報告書、株主通信、決算説明会資料、適時開示資料、中期経営計画等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社における株主との対話については経営企画部が担当となり、代表取締役社長が統括しています。 株主との対話に関しては、経営企画部が代表取締役社長、管理本部長等と対応方法を検討し、適切に対応していきます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス基本方針、アーレスティグループ行動規範において、ステークホルダーに対する基本方針及び行動規範を定めています。なお、当社ホームページでも基本方針及び行動規範を開示しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001に基づき環境マネジメントシステムを構築し、環境にやさしい企業をめざして活動を続けています。 全社の環境方針や各事業所の環境側面、各種の法的規制などを評価・把握して、各事業所ごとに環境目的・目標を設定し、実行計画を展開しています。その活動や成果について定期的にチェック・フォローを繰り返し、継続的な改善活動を推進しています。これらの活動については、Ahresty Reportで紹介をしています。 Ahresty Reportは当社ホームページでも開示しています。また、地域社会への貢献活動として当社グループ各事業所にて地域の清掃活動等を実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報を正確・適時・公平に開示するしくみをディスクロージャー規程として定めています。また、情報管理については、情報管理規程・個人情報保護規程などをAS (Ahresty Standards) として定めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月に「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定いたしました。改正会社法（2015年5月1日施行）及び監査等委員会設置会社への移行への対応など、必要に応じて取締役会の承認により改定を行っております。

当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役から従業員まで全ての役職員を対象とした行動規範として「コンプライアンス基本方針」及び「アーレスティグループ行動規範」を定め、社内に周知するとともにグループ会社を含む役職員全員より「誓約書」を提出させ、企業倫理の徹底と遵守に努めております。また、企業倫理の徹底と遵守を図るためグローバルコンプライアンス委員会を設置（当社の主な事業所及び子会社各社にコンプライアンス委員会を設置）しており、同委員会が運用するコンプライアンス通報制度は、社内外に窓口を設置し問題を早期に認識することで適切な対応を図る体制を構築しております。

当社の取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催を行い取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止するようにしております。

当社取締役会の決定に基づく業務執行のうち当社グループを横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成される経営会議における審議を経て執行しております。また、業務執行については当社グループを含めて適用する「業務分掌規程」、「職位・職務権限規程」及び「稟議規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、これらに基づき実行しております。

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、当社のAS(Ahresty Standards)に規定する「情報管理規程」及び「情報システム規程」等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとしております。

また、反社会的勢力排除に向けた取組みとして、役職員は、暴力団等反社会的勢力及び団体に対しては不当な要求や取引の要請等は断固排除するなど、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本的な考え方としております。また、「アーレスティグループ行動規範」にその旨を記載し、グループ各社の役職員全員に配布し周知徹底を図っております。その他、警察機関と連携して組織的に対応が図れる体制を整えております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループの内部統制システムの有効性を高めるため、統制環境の整備を進めるとともに、総括的な「リスク管理規程」を定め、様々なリスクに対する評価とその発生の回避及び発生した場合の影響の極小化に取り組んでおります。また、同時に不測の事態に対応すべく「緊急事態対応要領」を定め、有事の際には同要領に基づいた対策本部を設置することで、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整えております。当社は、会社の経営に重要な影響を及ぼすリスクの1つとして地震災害を取り上げ2009年度より事業継続計画（BCP）を策定し推進しております。有事の際における被害の極小化を図るための予防対策並びに早期に生産を復旧させるための体制整備を継続して進めてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた取組みとして、社員は、暴力団等反社会的勢力および団体に対しては不当な要求や取引の要請等は断固排除するなど、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本的な考え方としています。

また、「アーレスティグループ行動規範」にその旨を記載し、グループ社員全員に配布し周知徹底を図っています。その他、警察機関と連携して組織的に対応が図れる体制を整えています。さらに、当社およびグループ会社と取引のある仕入先・委託先には取引基本契約の覚書として反社会的勢力排除に関する覚書の締結を行いました。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社においては、会社情報を正確・適時・公平に開示することを基本方針として、各種社内規程の周知徹底を図るとともに、情報開示統括責任者（経営企画部長）の管理・監督のもと、重要情報の管理・開示書類の作成・開示を行っています。

関係法令ならびに証券取引所に規定される決算等に関する定期開示情報及び適時開示情報、投資家の投資判断に影響を与えると思われる会社情報は、情報開示統括責任者に集約されるしくみを構築しています。

重要な情報を公表する過程では、厳重なセキュリティ管理を行い、重要な情報及び該当する可能性のある情報が公表されるまでは、その情報に関係する役職員にその事実を認識させるとともに、その情報を関係者以外には一切公開しないことを徹底させるため役職員に「インサイダー取引防止規程」及び「就業規則」の遵守を徹底させています。

法定開示情報、自主的開示情報の公表までのプロセスは、情報開示統括責任者の監督のもと、経理部・経営企画部が連携して原稿作成及び確認を行い、全社情報管理責任者の確認、必要に応じて会計監査人の監査、社外の弁護士によるレビューを受け、情報の重要度に応じた決裁を経て情報開示することを基本としています。

適時開示情報は東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録し公開する一方、同取引所内の記者クラブへ資料を配布し、公表後、速やかに当社ホームページ等においてもその内容を開示しています。

情報開示の一貫性を維持するために、社長、管理本部長、経営企画部長、経理部長、IR担当者を情報開示担当者と定め、会社情報の開示は原則として、これらの情報開示担当者が行うこととし、情報開示担当者ではない役職員が資本市場参加者から情報の開示または質問を受けた場合には、自身では答えずに必ず情報開示担当者にその旨を連絡するよう徹底し、連絡を受けた当該情報開示担当者は速やかに所要の対応を行うこととしています。

